

## ～よくある質問～

①Q. 個人での応募は可能か。

A. 可能です。

②Q. 量に制限はあるのか。

A. できるだけ、多くの方に採取していただきたいと考えていますので、応募状況によっては制限を設けさせていただくことがあります。

なお、採取量を制限させていただく場合は、各採取者の希望採取量に応じて採取可能量を按分（あんぶん）し、すべての採取者の採取量が採取予定数量（今回の公募で選定した採取者に対して採取させることが出来る樹木の総量）になるよう調整します。

③Q. 積込み、荷下ろしはしてもらえるか。

A. 採取者ご自身でお願いいたします。

④Q. 積込み機械は貸してもらえるのか。

A. 機械の貸し出しはありません。

⑤Q. 使途に制限はあるのか。

A. 転売は禁止ですが、その他利用用途に制限はありません。

⑥Q. お金はかかるのか。

A. 河川法第25条の許可をおこなった場合、河川管理者は河川法第32条の規定により、兵庫県に許可した旨を通知し、兵庫県が採取料徴収の決定をおこなうこととなります。今回の採取自体については、採取料が徴収されないことを兵庫県に確認しておりますが、採取に必要な申請書等の作成費や積込みに要する実費については、採取者ご自身の負担となります。

⑦Q. 夜間や休日に採取しても良いか。

A. 採取時に当事務所の職員が立ち会いますので、平日の9:00～16:00までの間に採取をお願いいたします。

⑧Q. 採取に2日以上かかる場合、採取日は連続しないとイケないのか。

A. 期間内であれば、何日に分けていただいても問題ありません。

⑨Q. 採取できる樹木の種別は何か。

A. ヤナギを主とする雑木です。

⑩Q. 採取場所でチェーンソー等を使用して樹木を細かく切って持ち出ししても良いか。

A. 問題ありませんが、安全対策と採取後の清掃をお願いします。

採取時にトラブルが生じても当方で責任を負えませんことを御理解願います。

⑪Q. 4tトラックでも問題ないか。

A. 大型車両は採取場所への乗り入れが不可能です。大型車両で採取を希望される場合は、ご自身で採取場所から大型車両の乗り入れ可能箇所まで運搬（約20m）してください。

⑫Q. 採取期間外に取り置きはしてもらえないのか。

A. 取り置きはいたしません。採取期間内での採取が困難となった場合は、あらかじめご相談ください。

⑬Q. 別の者が採取しても良いのか。

A. 代理の方が採取する場合は、許可受者本人から代理人の氏名を事前にご連絡いただくとともに、代理人の方は採取当日に許可書をご持参ください。

#### ◎注意事項

採取した樹木を車両に積込む際は、過積載（道路運送車両法等で定められた最大積載量を超えて積込むこと。）とならないよう十分注意してください。

特に貨物自動車以外の車両（乗用車）に積込みをおこなう場合は、特に注意してください。